○防衛省告示第二百二十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県うるま市勝連内間玉作（二九三番二）及び仲間屋（二四三三番）並びに勝連平敷屋堀士（九七三番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県うるま市みどり町一丁目一番一号　うるま市役所

○防衛省告示第二百二十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県宜野湾市字野嵩前原（四六三番）、知念堂原（一八四三番）及び長迫原（一八八五番）、普天間二丁目（五二六番六）、字喜友名前原（三三四番、三四八番及び三七二番）及び勢頭原（五七六番）、字新城新城原（二番、一九番、二八番及び六三番）、東原（一四八番、一八一番、二〇四番二及び二一七番）及び前原（二四三番、二六四番、二七五番、二八一番、二八四番一及び二八五番一）、字伊佐上原（七五七番、七六六番、七七一番及び七八八番）、字大山嶽ノ佐久原（一六九七番）、大山一丁目（一〇〇八番及び一〇〇八番一）、字大謝名軍花原（一二〇八番二）、字佐真下赤田地原（八番一）及び西原（三一三番及び三四一番一）、字宜野湾大嶺原（一〇〇三番、一〇〇八番一及び一〇一七番一）及び下原（一〇七四番）、字神山神山原（二六七番、二六九番、二八六番及び三二四番）、中宇川原（四八一番及び五一二番）、石比付原（五九二番及び六〇三番）及び黒数原（六九八番及び八三〇番）、字赤道上原（三一一番及び三四四番）、赤道一丁目（三四三番）並びに字上原上原（三一〇番一及び三一九番）、仲毛原（三五三番二及び三七二番）及び濡原（四九〇番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館

○防衛省告示第二百二十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県浦添市字港川港川原（四〇七番、四二六番一及び四二六番二）及び越地原（四七一番一）並びに字城間木根（一五七番、一五八番、一五九番、一七四番、一七五番、一七六番、一八一番及び一八一番一）、西唐蒲（六七五番及び六九三番）及び中空寿（一六五一番、一六五五番、一七〇三番及び一七二四番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県浦添市屋富祖三丁目一番一号　屋富祖公民館

○防衛省告示第二百二十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県那覇市垣花町一丁目（二五番三）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県那覇市泊一丁目四番地一四　那覇防衛事務所

○防衛省告示第二百二十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県うるま市字昆布後昆布原（一二〇五番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県うるま市みどり町一丁目一番一号　うるま市役所

○九州地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十七号	長崎県北松浦郡佐々町沖田免字波恵崎一三六番二から佐世保市中里町一九八二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月十三日

○北海道開発局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

北海道開発局長　高松　泰

一　(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　三百三十七号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
北海道夕張郡長沼町三〇六番二から同町銀座南一丁目三七六番一二まで	前	一四・五〇メートル
	後	一六・四〇～二三・〇〇メートル
(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部		

○北海道開発局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号及び二百二十九号	北海道余市郡余市町栄町一六七番から同町栄町二〇八番一まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
三百三十七号	北海道夕張郡長沼町三〇六番二から同町銀座南三丁目四八三番二まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年九月十三日